

官報

号外

平成十三年四月十日

○第一百五十一回 衆議院會議録 第二十三号

平成十三年四月十日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成十三年四月十日

午後一時開議

第一 倉庫業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 倉庫業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提
出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

日程第一 倉庫業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、倉庫業法の一部
を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤松
正雄君。

倉庫業法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(赤松正雄君登壇)

○赤松正雄君 たいま議題となりました倉庫業
法の一部を改正する法律案につきまして、国土交
通委員会における審査の経過及び結果を御報告申
上げます。

本案は、倉庫業につきまして、倉庫業者による
多様なサービスの提供を促進するとともに、倉庫
を利用する消費者の利益を保護するため、所要の
措置を講じようとするものであります。

第一に、倉庫業に係る参入について、許可制を
登録制とすること、

第二に、料金の事前届け出制を廃止すること、

第三に、倉庫業者は、倉庫管理主任者を選任し
て、倉庫における火災の防止その他の倉庫の管理
に関する業務を行わなければならないこと、

第四に、トランクルームをその営業に使用する
倉庫業者は、トランクルームごとに一定の基準に
適合して優良である旨の国土交通大臣の認定を受
けることができること

等であります。

本案は、去る四月四日日本委員会に付託され、同
月六日国土交通大臣から提案理由の説明を聴取
した後、質疑に入り、倉庫業の参入について、許
可制を登録制に改めることによる影響及び新設さ
れるトランクルームを認定する制度が消費者の利
益保護にもたらす効果等について議論が行われま
した。

同日質疑を終了し、討論を行い、採決いたしま
した結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり
可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会
社に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、旅客鉄
道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に
関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明
を求めます。国土交通大臣扇千景君。

(国務大臣扇千景君登壇)

○国務大臣(扇千景君) 旅客鉄道株式会社及び日
本貨物鉄道株式会社に
関する法律の一部を改正す
る法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上
げます。

JR各社につきましては、累次の閣議決定によ
り、できる限り早期に純民間会社とすることが求
められております。

JR各社のうち、東日本旅客鉄道株式会社、東
海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会
社のJR本州三社につきましては、昭和六十二年四
月の国鉄分割・民営化による発足以来、安定的に
経営黒字を計上し、順調な経営を続けておりま
す。また、平成五年十月には東日本旅客鉄道株式
会社、平成八年十月には西日本旅客鉄道株式会
社、平成九年十月には東海旅客鉄道株式会
社、それぞれ株式の上場を果たしており、株価も堅調
に推移しているところであります。

このような状況から、JR本州三社につきまし
ては、純民間会社とするための条件が整ったと言
える状況にあります。

他方、JR各社につきましては、一般の民営鉄
道とは異なり、国鉄改革の中で誕生したという経
緯があります。例えば、国鉄改革において、国鉄
長期債務の大半を日本国有鉄道清算事業団に継承

平成十三年四月十日 衆議院會議録第二十三号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する伴野豊君の質疑

二

させた上で、国鉄の鉄道のネットワークを極力維持しつつ、JR各社とも健全な経営が行えるよう事業用資産の継承等を行ったほか、運賃、線路使用料等においてJR各社間の協力、連携体制がとられた等の経緯があります。

こうした国鉄改革の趣旨にのっとった事業運営については、これまで旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の枠組みの中で確保してきたところでありますが、純民間会社とするJRについても、引き続き確保していく必要があります。

このような趣旨から、このたび、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社のJR本州三社を特殊会社として規制している旅客鉄道株式会社が及び日本貨物鉄道株式会社に法律の適用対象から除外し、これらの会社の財務、人事、事業計画等の面において、一層、自主的かつ責任のある経営体制の確立を図ることとしたしております。

第二に、国土交通大臣は、国鉄改革の経緯を踏まえ、JR各社間の連携及び協力の確保、国鉄改革実施後の輸送需要の動向等を踏まえた路線の適切な維持等に関する事項について、適用除外されるJR本州三社が事業運営上踏まえるべき指針を策定し、必要がある場合には指導助言を行うことができることとし、さらに、正当な理由がなくて指針に反する事業運営を行う場合には勧告、命令を行うことができることとしたしております。

なお、JR本州三社の株式のうち未売却分については、この法律の施行後、株式市場の動向等を踏まえて、順次売却してまいりたいと考えております。

以上が、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

(拍手)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。伴野豊君。

(伴野豊君登壇)

○伴野豊君 親愛なる衆議院の皆さん、こんにちは。私は、民主党の伴野豊でございます。

本日は、民主党・無所属クラブを代表いたしまして、本日議題となりました本件につきまして、質問をさせていただきます。これは、私が国鉄最後の職員として昭和六十年に採用されたときに、先輩諸兄からたたき込まれた言葉でございます。

言葉の意味は、地位に見合う精神的義務あるいは道徳的義務を負うというものでございまして、古くはヨーロッパのナイト、騎士道、日本の武士道にも通ずるものでございます。

私は、入社した二年後、国鉄改革というものをその現場で身をもって体験させていただきまして、その後、私が政治を志すときの精神的支柱になったのが、その国鉄改革から得た教訓、哲学であつたことは否めません。

そういった中で、本日、このような質問の機会を与えていただきましたことに対しまして、議長初め関係各位、衆議院の皆様方、国民の皆様方に感謝しつつ、質問をさせていただきたいと思っております。(拍手)

ささまざまな観点から質問をさせていただきたいところではございますが、時間の都合上、四点到絞らせて質問させていただきます。国鉄改革をしなければならなかったかということでございます。

まず一点目は、なぜ国鉄崩壊に至ったか、国鉄いつか来た道ということにならないためにも、あれからもう十四年がたったわけでございます。そして、風化させないために、その節目節目で、その都度、検証をしていかなければならない、そう思うわけでございます。

国鉄は、昭和二十四年、公共企業体として産声を上げました。国鉄、公共企業体というものは、そもそも、できるだけ効率よく人や物を運ぶ、その一方で、公共性ゆえに地域の振興も果たさなければならぬ。言い換えれば、独立採算制を追うとともに、一方で、採算性より公共性を優先させ、鉄路をつくらなければならないという、背反する二つの面を持っていたわけでございます。

言ってみれば、経済学的には背反するベクトルを内在して誕生し、くしくも、昭和三十九年、新幹線ができたときに初の欠損を生じました。その後、昭和四十六年に、企業体として根本的に経営破綻いたしました。その後、幾度か再建計画が実施されたわけですが、抜本的な改革がな

されぬまま先送りをしたため、当時三兆円程度であつたものが雪だるま式に膨れ上がったのは、皆様方も御案内のとおりでございます。このことは、どこかで聞いたような、最近聞いたような感じがいたします。

いま一度、今から振り返ってみたときに、大臣として、この国鉄崩壊の原因はどこにあったのか、どう御認識されているのか、お聞かせいただくとともに、総額として負債はどこまで膨れ上がったのか、お教えいただきたいと思っております。

(拍手)

続きまして、二つ目は、国鉄改革はどうであつたか、その意義と評価についてでございます。

御案内のように、全国二万キロに及ぶ国鉄の線路、この再編及び維持を目的とし、その手法として民営・分割というのを選択したわけでございます。収入の一〇程度の収益を上げるという数値目標のために、JRを自立させるための仕組みをつくりました。

その一つが、本州三社の利益調整と申しますか、新幹線を介在とした利益調整を行いました。二つ目として、経営基盤の非常に脆弱な部分、いわゆる三島、北海道、九州、四国においては経営安定基金を設ける。三つ目として、JR貨物の線路使用料はダブルコストとする。これが大きな柱であつたわけでございます。

この柱をもとに国鉄改革が行われたわけでございますが、現時点で、一体、国鉄改革をどう評価されているのか、課題は解決されたのか、何が残っているのか、新たな課題が発生したとすればそれは何なのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

三点目でございますが、これは本案の意味するところということでございます。

先ほど大臣から御説明がございましたように、まず一義的には、国が大株主の役目をおりというところでございます。二点目は、JR会社法から本州三社が適用外になるということでございます。

この事柄の意味するところは、JR本州三社は、市場の競争原理に基づいて、株主の了解が得られれば、例えば、採算性の悪いローカル線の廃止やあるいはJR貨物の線路使用料を増額させる、そのようなことができてしまうわけでございます。

そのような歯どめとして指針というものを設けられるわけでございますが、しかし、これがもしも恣意的に取り扱われるようでございますと、これも、いつか来た道となるわけでございます。恣意的に指針というものが策定されない、そのことをどのように担保されるのか、お教え願いたいと思います。

また、本州三社が適用外になった後、いわゆるJR三島の完全民営化、JR貨物の完全民営化は今後どのようなスケジュール、見込みで行われるのか、お教えいただきたいと思ひます。

最後に、分割の果たしたものであるということでございます。

今、分割・民営化の民営化の部分が脚光を浴びているようでございますが、私は、少し長いタームで見た場合、歴史的に評価した場合には、分割の方が、将来、評価を受けるのではないかと。

二万キロに及んだ鉄道を一元的に管理するのではなく、その交流圏や定住圏に基づき、六つの旅

客会社と一つの貨物会社にいたしました。そのことによって、当初、各会社では、自分たちで決めているんだ、自己責任は伴うものの自分たちで判断しているんだという喜びとともに、他社に負けてはならない、おくれをとってはならないという健全な競争心が芽生えたわけでございます。これは、とりもなおさず、二十一世紀の流れと申しますか、地方分権、地域主権の先駆けであったような気がいたします。

二十一世紀は、やはりできるだけ権限を地方、地域に移譲させ、そして地域をできるだけ自立させていく、これが二十一世紀の日本の流れではないでしょうか。イメージするシステムといたしましては、道州制や、あるいは全国数百程度の行政単位に編成し直すということが考えられようかと思ひます。

大臣はよく、グランドデザインとかあるいは総合交通体系とかおっしゃいますが、私は、この事柄は、今までの全国総合開発計画の延長にあるのではなく、できるだけ地方に権限を移譲した上で、例えば国と国の輸送について国土交通大臣が筆を入れられるとか、その程度にいたすべきではないかと思ひます。そして、いま一度、地方整備局を編成し直し、将来のいわゆる道州制に対応し、その中核をなすべく編成すべきではないかと思ひます。このあたりのところをどのようにお考えか、お教え願いたいと思ひます。

終わりに当たりまして、私は、個人的に国鉄改革を総括いたしましたところ、国鉄改革はまさしく意識改革であったと思ひます。今、この政治不信の中、政治家が考えるべき事柄はみずからの意識改革ではないかと、みずからの反省とともに考

えます。

くしくも、森総理が退陣される前提で、自民党の皆さん方は総裁選に入られるやに伺っております。皆様方が戦後五十年を機関車のごとく引っ張ってきたという自負があらくなるならば、ノーブレスオブリージュの意味を御理解いただくならば、ぜひとも国民に開かれた形でやりたいただき、いろいろな御事情があらくなることも聞きましておりますが、ぜひとも、政治家を志された原点に立ち返っていただき、国民の声に真摯に耳を傾けていただき、そして御判断、御選択いただいた上で、そして二度と、皆様方が御選択された、そして信任された方を、そのはなから引きずりおろされることのないよう、ぜひとも皆様方にお願ひしたいと思います。(拍手)

また、一人の政治家として、森総理におかれましては一年間本当にお疲れさまでしたと申し上げたいと思ひます。森総理の忍耐強さには、私も、学ぶところが多うございました。また一方で、遅くお帰りになると公邸には夕食がないということも教えていただきました。心してかかっていきたいと思っております。

そうであるならば、私も民主党は、鳩山由紀夫を先頭に、未来への責任を果たすべく、あるいは子供たちへの責任を果たすべく、真摯に政策論争を繰り広げさせていただきます、そして国民に真摯に信を問わせていただきたい、そんな覚悟でやらせていただきます。思っている次第でございます。

それを申し述べさせていただきます、私の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

(国務大臣 伴野豊君登壇)

○国務大臣(伴野豊君) 伴野議員にお答えいたします。

御質問もございましたけれども、御自身の意見表明のようなものもございましたので、御質問に關してのみお答えさせていただきますと存じます。

国鉄の破綻原因としては、公社制度のもとで全国一元的な運営を行ってきたことが大きな原因であると考へております。

具体的には、公社であったことから、運賃、予算等、経営上の重要な事項について、経営の自主性を喪失しましたし、また、経営責任が不明確となっていたと思ひます。さらに、全国一元的な運営であったことから、経営管理の限界を超えた組織となり、地域の実態から離れた画一的な運営が行われる等の問題が生じておりました。

この結果、モータリゼーションの進展等、鉄道事業を取り巻く環境の変化にもかかわらず、これに即応した経営や生産性の向上が立ちおくれる等、時代の変化に的確に対応できなくなつて、国鉄の破綻につながつたものと考えております。

なお、お尋ねにあった、昭和六十一年四月の国鉄改革の時点において処理の対象になつた国鉄長期債務というものは、額は三十七兆円でございます。御存じのとおりでございます。

ですから、続きましては、今、国鉄改革の評価あるいは今後の課題、国鉄の長期債務についてどういう考へを持っているかとお尋ねがございましたけれども、JR各社におきましては、昭和六十一年のあの国鉄の分割・民営化以来、サービス水準の向上あるいは事業運営の改革等、あらゆる

平成十三年四月十日 衆議院會議録第二十二号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する伴野豊君の質疑 旅
客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する瀨古由起子君の質疑 旅

四

面で改善に努めてきたというのは、皆さん、国民もお認めいただいたところでございます。それを国土交通省としても高く評価しております。

今般、JR各社のうちJR本州三社を完全に民営化するために法案を提出したところでございませうけれども、今後は、JR三社の未売却株の適切な売却及び指針に基づく国鉄改革の経緯を踏まえた事業経営の確保、また、JR北海道、四国、九州及び貨物の完全民営化に向けた経営基盤の強化等が課題になるものと考えております。

また、国鉄長期債務のうちJR等に引き継がれた部分は、これまでも順調に返済が行われてきております。他方、国鉄清算事業団に引き継がれた約二十六兆円の債務は、平成十年に約二十八兆円となりましたけれども、国鉄長期債務処理法により、そのうち二十四兆円を一般会計に引き継ぎ、残りの四兆円は鉄建公団において負担することとしたところでございます。同法の枠組みにおきまして順調に返済が行われているということは、御存じのとおりでございます。

また、今般のJRの法案に盛り込まれております、JR会社法の改正案に定めます指針の運用についての御尋ねがございました。

JR会社法の改正案に定めます指針につきましては、これに盛り込む項目を、国鉄改革の趣旨を担保するために、必要かつ最小限の事項に絞りまして、法律上明示したところでございます。

また、指針を踏まえた経営を確保するために行う勧告、命令につきましては、発動の要件を法律上明示するとともに、さらに、命令の発動に際しましては、勧告に従わなかった旨を公表した上で、第三者機関でございます運輸審議会への諮問を義務づけております。

問を義務づけております。

このようにJR会社法の改正案におきましては、指針がいたずらに会社への経営介入にならないように措置しておりますし、その運用に当たっても適切に対応してまいることといたしておりますので、御理解いただけたところであらうと存じております。

最後に、地方分権あるいは地域主権の観点から政策展開についてのお尋ねがございました。国土交通省の推進に当たりまして、私どもは、国と地方が適切な役割分担のもとに協調、協力して、地域のことは地域が考えて決めていくという考え方に立つ、今おっしゃいました分権そのものを当然必要であると考えております。

これまでも、地方分権の計画に基づきまして、地方への権限の移譲あるいは補助金の整理合理化などに取り組んでまいりましたけれども、直轄事業の範囲の見直し、また、国が箇所づけをしないことを基本とする統合補助の創設、拡充を進めているところでございます。

地方整備局におきましても、国土の整備及び管理に関する事務を主体的かつ一体的に処理するため、大幅な事務権限の委任もしくは公共事業予算の一括配分を行ったところでございます。

さらに、現在、国土交通省と地域の行政や経済の最高責任者同士が、総合的な観点から地域の将来像について実質的な議論を展開すべく、国土交通地方懇談会を、二月から四月の二十一日までかけて、私は全国を回っている現状でございます。

今後とも、今おっしゃいましたような、地域の自治体や経済界などと綿密なあるいは密接な連携を図りながら、総合的な政策を、行政を進めてい

くということに努めてまいりたいと思っておりますので、今の三つのお答えにさせていただきますと思います。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 瀨古由起子君。

〔瀨古由起子君登壇〕

○瀨古由起子君 私は、日本共産党を代表して、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案に対し、質問いたします。(拍手)

最初に、今回のJR東日本、西日本、東海、本州三社を完全民営化する本法案を審議するに当たって、お聞きしたいのは、国鉄の分割・民営化でJRが発足してから、この十四年間でどう見るとかという問題でございます。

まず指摘したいのは、この十四年で、国民の足、公共輸送機関としての役割が大幅に後退していることです。北海道の深名線百二十一キロメートルの全線廃止を始め、JR北海道函館線とJR西日本の美祿線で一區間が廃線とされ、今、広島県の可部線の一部廃止が計画されようとしております。当時の橋本運輸大臣が、ローカル線の廃止は打ちどめにすると言ったにもかかわらず、ローカル線廃止が次々と組上っているのです。

次に重要なことは、大量輸送機関の命とも言うべき安全の問題がおそろかにされていることです。JR西日本のトンネル崩壊事故、JR新大久保駅でのホーム転落事故、車両故障など、重大事故が相次いでおります。

その一方で、政府が国鉄の分割・民営化を進める最大の理由とした旧国鉄の債務は、解消するどころか、赤字は膨らむ一方で、結局、巨額の負担

を国民にツケ回しただけだったのです。

まさに、国鉄分割・民営化は公共性と安全性を大きく後退させただけではありませんか。この責任をどうお考えでしょうか。明確な答弁を求めます。(拍手)

今回の法案は、こうした公共輸送機関の役割の後退を一層進めるものです。そこで、法案について具体的に質問いたします。

第一に、国民の足をどう守るかの問題です。そもそも、政府が国鉄分割・民営化の方針を決めたとき、国民は、国鉄が営利企業となれば、採算性がとれないローカル線やバス路線がどんどん切り捨てられるのではないかと心配いたしました。ところが、こうした国民不安に対して、政府は、分割・民営化という抜本的な改革を行えば、地域と一体となった活力ある経営が行える結果、鉄道を地域住民の足として再生し、残っていくことが可能となると述べていたのです。現状は全く逆となりました。

本法案によって、営利主義がますます強化され、ローカル線、バス路線の切り捨てが加速されるのではありませんか。

現に、JR東海の子会社、ジェイアール東海バスでは、愛知、岐阜、福井、静岡県内を走る九路線七十六系統のうち、七路線二十九系統の廃止を公表しています。廃止される営業区間は七〇％近くに及び、関係市町村は十七市町村にも及びます。この地域は、山間部が多く、他に交通の手段もなく、バス路線が廃止されれば、たちまち陸の孤島となってしまうのです。

現行法のもとでもこのありさまなのに、この法規制から除外され、完全民営化による営利中心主

第二に、安全問題についてです。

ことし、月、東京・新大久保駅で、転落者を救

のです。

実に四九%にも上っているのです。

優先されれば、こうした安全性の確保がますます

第三に、J R 商法について質問

られます。

拍手)

したものです。

制でも大きく後退してしまった公共性、安全性

しかも、この指針は、「当分の間」とされており

のでしょうか。答弁を求めます。(拍手)

ます。(拍手)

ました。家族が一緒に暮らすという当たり前のこ

しているでしょうか。

のか、答弁を求めます。(拍手)

解決すべきではありませんか。扇千景国土交通大

いました。(拍手)

ॐ नमो भगवते वासुदेवाय ।

しました。

しているところでございます。

なお、事故件数につきましても、昭和六十年九百四十五件であったものが平成十一年には五百三十一件と約四割減少するなど、一定の成果が上がったところでございます。

また、二十八兆円の国鉄清算事業団の長期債務につきましても、平成十年に成立した国鉄長期債務処理法によって、約二十四兆円を一般会計に引き継ぎ、残りの四兆円を鉄建公団において負担することとしたところでございます。また、現在、この枠組みのもとに順調に償還が行われているのは、先ほどからお聞きになっているとおりでございます。

また、現行のJR会社法とJR会社法の改正案に定める指針についてのお尋ねがございました。JR各社は、現在、JR会社法により、人事、財務等について各種の規制を受けておりますが、今般、このうち、完全民営化の条件の整ったJR本州三社につきましては、JR会社法の規制を適用除外することといたしております。

これらの会社は、他の民鉄会社と異なり、国鉄改革の中で誕生したという経緯があることから、完全民営化後においても、国鉄改革の趣旨にのっとった事業経営を引き続き確保する必要があると考えております。したがって、今回のJR会社法の改正案におきましては、JR各社間の協力、連携の確保等、国鉄改革の趣旨にのっとった事業経営を確保する上で必要最小限の事項について国土交通大臣が指針を定め、これに基づいて指

導助言を行う仕組みを法律上設けることとしたところでございます。

JR本州三社の完全民営化後におきましても、この指針制度に基づいて国鉄改革の趣旨に沿った事業運営の確保を図るよう万全を期してまいり存でございます。

続きまして、完全民営化後におけるJRのローカル線の切り捨てなどのお尋ねがございました。ローカル線の廃止につきましては、その廃止に当たりまして、鉄道事業法により一年前に届け出を行うことになっておりますけれども、JRについては、国鉄改革時に、当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保できるように事業用固定資産の継承等を行ってきたという経緯を踏まえる必要がございます。

したがって、完全民営化後におきましても、今回の法律に基づく指針により路線の適切な維持を図ることとし、路線の廃止を行う場合にあっては、国鉄改革後の輸送需要の動向等について、十分、地元への説明責任を果たすように求めています。また、地元の説明責任を果たすように求めています。

鉄道の安全輸送の確保についての御質問もございました。

従来より、JR及び民鉄の双方に対して、鉄道事業法、鉄道営業法及びこれに基づく安全にかかわる技術基準などにより、その安全が担保されてきたところでございます。JRの完全民営化後におきましても、これらの法令は当然適用されるも

のでございますし、また、今後とも、これらの法令に基づいて、鉄道の安全輸送を確保するため、適切に対処してまいりたいと考えております。

駅周辺の商店街への対応については、従来より、JR各社に対して、JR会社法第十条の中小企業者への配慮規定の趣旨を遵守し、また、地元中小企業者と十分調節を図り、円満な解決を図るように指導しているところでございます。JRの完全民営化後におきましても、改正案に定める指針において同様の趣旨の規定を盛り込むこととしておりますし、これに基づいて、地元との調和に配慮した事業展開が図られるよう適切に対処してまいりたいと考えております。

続きましては、指針制度の意味及び「当分の間」を過ぎてしまえば公共輸送機関としてのJRの使命、役割が終わってしまうのかとお尋ねがございました。

御指摘の指針制度は、JR会社法に基づく規制から適用除外された後においても、国鉄改革の趣旨を踏まえた事業運営を担保するために設定しようとしたものでございます。したがって、JR各社の具体的な運営状況や長期債務の償還状況等に照らしまして、国鉄改革が最終的に完了したと判断されるまでの当分の間、この指針制度を運用することとしていただいております。

ただ、当該JRが鉄道輸送を行う公共輸送機関としての使命、役割につきましては、引き続き存続するものと考えておりますし、また、鉄道事業法等の法令によってその適切な運営を確保してい

くものと私も理解いたしておるところでございます。最後に、いわゆる千四十七人の問題についてのお尋ねがございました。

政府といたしましては、いわゆる再就職促進法等に基づきまして、さまざまな職業訓練、一人一人に対する何十回にも及びます職業相談また職業あっせんを行いまして、地方の自治体や民間企業への再就職対策を促進するとともに、JR各社に対しましても追加採用の実施を要請するなど、国鉄改革の前後を通じて万全の雇用対策を講じてきたところでございます。

平成二年四月、結果として国鉄清算事業団を解雇された者にかかわるいわゆる千四十七人問題につきましても、政治の場における人道的な観点からの解決に向けた努力が積み重ねられた結果、昨年の五月三十日、いわゆる四党合意が取りまとめられ、その基本方針に基づいて、現在、国労を含めました関係者間において調整がなされているところでございます。政府としては、四党合意を踏まえつつ、与党とも十分に連絡をとりながら今後適切に対処してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)
(国務大臣橋本龍太郎君登壇)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 瀬古議員にお答え申し上げます。

当時の国会答弁そのものにつきましての状況は、今、副大臣からも答弁の中でお触れになりましたけれども、国鉄改革の中で大きな問題であり

ました雇用対策について、政府としても万全の措置を講ずる、その立場から御答弁を申し上げます。

そして、その立場から、実際に雇用対策として、いわゆる再就職促進法などに基つきまして、さまざまな職業訓練や、一人平均で延べ七十四回に及ぶ職業相談、延べ三十四回の職業あっせんを行い、地方自治体でありますとか民間企業への再就職対策を実施すると同時に、J R各社に対して追加採用の実施を要請するなど、国鉄改革の後を通じて万全の雇用対策を講じてまいったと思っております。

今御指摘になりました、いわゆる千四十七人問題、これは、人道的立場に立ち、現在、四党合意の枠組みに沿って、政治の場において解決に向けて取り組みが進められていて聞いております。政府におきましても、与党と十分連絡をとりながら適切に対処していくべきものと考えておる次第であります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十五分散会

出席国務大臣

国土交通大臣 扇 千景君
国 務 大 臣 橋本龍太郎君

出席副大臣

国土交通副大臣 泉 信也君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(通知書受領)

一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

環境省設置法の一部を改正する法律
犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

棚橋 泰文君 林田 彪君
中川 昭一君 林省之介君
枝野 幸男君 鎌田さゆり君
日野 市朗君 中村 哲治君

平岡 秀夫君

山谷えり子君

不破 哲三君

瀬古由起子君

山谷えり子君

平岡 秀夫君

林省之介君

中川 昭一君

林田 彪君

棚橋 泰文君

鎌田さゆり君

枝野 幸男君

中村 哲治君

日野 市朗君

瀬古由起子君

不破 哲三君

厚生労働委員

辞任

補欠

三井 辨雄君

鎌田さゆり君

国土交通委員

辞任

補欠

西野あきら君

林省之介君

林 幹雄君

稲葉 大和君

古屋 圭司君

吉田 幸弘君

堀内 光雄君

平井 卓也君

川内 博史君

井上 和雄君

佐藤 敬夫君

牧野 聖修君

伴野 豊君

手塚 仁雄君

大幡 基夫君

吉井 英勝君

保坂 展人君

原 陽子君

二階 俊博君

井上 喜一君

林省之介君

高木 毅君

吉井 英勝君

小沢 和秋君

手塚 仁雄君

伴野 豊君

一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

国会法の一部を改正する法律案(上田清司君外四名提出)

金融問題監視院法案(上田清司君外四名提出)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外五名提出)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(太田昭宏君外五名提出)

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案

(議案受領)

一、去る六日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出、衆法第四四号)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(内閣提出第五一号)

以上三件 内閣委員会 付託
昨九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

漁業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

以上二件 農林水産委員会 付託
(議案送付)

昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会法の一部を改正する法律案(上田清司君外四名提出)

金融問題監視院法案(上田清司君外四名提出)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外五名提出)

出)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(太田昭宏君外五名提出)

(議案通知)

去る六日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案

(議案通知書受領)

去る六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

環境省設置法の一部を改正する法律案

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐々木秀典君提出弁護士法第二三条の二に基づく照会に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君提出シックハウス症候群についての広報活動等に関する質問に対する答弁書

平成十三年二月十八日提出
質問 第三三三号

弁護士法第二三条の二に基づく照会に関する質問主意書

提出者 佐々木秀典

弁護士法第二三条の二に基づく照会に関する質問主意書

弁護士法第二三条の二第一項は、弁護士は、受任している事件について所属弁護士会に対し公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる旨規定し、同条第二項は、

弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を規定している。

この制度は、司法における真実の発見と公正な判断に寄与するもので、弁護士が、依頼者の人権を守るための弁護士活動において必要欠くべからざる手段であり、この制度が機能しなければ、国民の人権が不当に侵害されようとしても、弁護士活動による救済を得られないおそれが生ずるため、同条による照会を受けた公務所等は、正当な理由がない限り照会事項に対して報告をすべきであるとされている。

ところが、近時いくつかの地方自治体が、弁護士会からの照会に対し、その照会の内容が公務所にとって守秘義務を負う事項であり、この照会に応ずることは地方公務員法第二四條、あるいは地方税法第二二條に規定する守秘義務違反となるとの理由で回答を拒否する事例が続出している。

例えば、富山県弁護士会は、弁護士法第二三条の二に基づく弁護士会長による照会をもって富山県婦員部婦中町長あて平成十一年一月三〇日付にて死亡者の印鑑(改印)登録手続の申請人と印鑑

証明書交付申請の申請人の氏名の開示と申請書の写しの送付方を求めたところ、同町長は、同年二月一六日付をもって照会に対する回答を拒否している。

右照会にかかる事案は、相続人が、被相続人の生前中にその所有不動産が他人名義に移転登記されていることを発見したため、他人が被相続人の実印を無断で改印して印鑑登録した上その印鑑証明書書の交付を受けて登記に及んだ可能性があるとして、右登記の抹消を請求しようとする事件で、

印鑑登録者が死亡しているため、印鑑登録者と右印鑑(改印)登録手続の申請人及び印鑑証明書交付申請の申請人との同一性を知らずが事案の解明につき不可欠でありかつ唯一の手段であることから、富山県弁護士会より右照会に及んだものであった。

これら回答を拒否する地方自治体は、いずれも昭和三十八年三月二五日付自治省税務局長あて内閣法制局第一部長回答(内閣法制意見年報第一〇巻一七頁中)に、弁護士会の照会とは、結局は照会を申し出た弁護士の依頼者の利益のためのものであるから、他人の私人の秘密を犠牲にすべきではない、との趣旨の記載のあることを根拠としている。

しかし、この第一部長回答の趣旨は「公務所が守秘義務を負う事項に関する照会に回答することはすべて法に定める守秘義務違反となる旨を述べたのではなく、個々の具体的事案毎に、守秘義務

により守られるべき公益と回答を受けることにより得られるべき利益とを比較衡量し、その結果回答を受けることによって得られるべき利益の方が勝る場合には、公務所は回答をすべき義務を負うものであること、そのような場合に回答を行っても、秘密漏洩の罪を負うこととはならない(堀籠幸男「法制意見百選」六九三頁、昭和六一年株式会社きよせい刊)、というものであり、地方自治体は、右第一部長回答の本来の趣旨を理解しないまま一律に回答を拒否しているものと思われる。よって次の質問を行う。

一 地方自治体が、照会の内容を吟味しないまま右内閣法制局第一部長回答を根拠に守秘義務を負う事項であるとして回答を拒絶することは、弁護士法第二十三条の二に違反し、同制度の趣旨を没却するものであり、本来公務所が守秘義務を負う事項に関する照会に回答することはすべて法に定める守秘義務違反となるのではなく、個々の具体的事案毎に、守秘義務により守られるべき公益と回答を受けることにより得られるべき利益とを比較衡量し、その結果回答を受けることによって得られるべき利益の方が勝る場合には、公務所は回答をすべき義務を負うものであること、かつそのような場合に回答を行っても、秘密漏洩の罪を負うこととはならないものと思われるが、内閣法制局長官としてはどのように考えるか。

二 総務大臣としては、このような誤った処理を

行っている地方自治体に対しこれを改善する方策、例えばこの処理が誤りであることを周知徹底させる対策を検討すべきではないか。
右質問する。

内閣衆質一五一第三三三号

平成十三年四月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員佐々木秀典君提出弁護士法第二十三条の二に基づく照会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員佐々木秀典君提出弁護士法第二十三条の二に基づく照会に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二十三条の二に基づく照会があった場合に、地方公務員が地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条又は地方税法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第二十二條の規定にかかわらずこれらの条に規定する秘密に該当する事柄を報告することができるか否かについては、次のように考える。

1 弁護士法第二十三条の二の規定に基づく照会制度は、弁護士が受任事件について、訴訟資料等の収集、事実の調査等、職務活動の円

滑な遂行に資するべく設けられた規定であると考え。この制度は、弁護士の受任事件が訴訟事件となった場合には当事者の立場から裁判所の行う事実の発見と公正な判断に寄与するという結果をもたらすという点で公共的な側面を有すると考えられるが、同条でいう「受任している事件」は、委託を受けて、示談交渉、契約締結、法律相談、鑑定等を行う事件も含み、受任している訴訟事件に限られるものではない。

2 一方、地方公務員法は、第三十四条において、住民の信託を受けて公務の遂行にあたる職員が職務上知り得た秘密を漏らすことは公務の遂行を職員に信託した住民の信頼を裏切ることになることから、公務員に秘密を守る義務を課するとともに、第六十条において、この守秘義務に違反した場合の罰則を定めている。

また、地方税に関する調査に関する事務に従事している者自身が私人の秘密を知ること、地方税の賦課徴収に必要であり、やむを得ないところであるが、右の事務に従事している者がその事務に関して知り得た私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税の賦課徴収に必要な限度を超えるものであり、ひいては納税者の税務当局に対する信頼を失わせ、税務行政の適切な遂行を損なうおそれがあることから、地方税法第二

十二條はこのように秘密を漏らした場合においてはこれを罰することとしている。

3 弁護士法第二十三条の二の規定に基づく弁護士会からの照会の対象事項が、地方公務員法第三十四条又は地方税法第二十二條に規定する秘密に該当する場合には、秘密に該当する事項を開示することが正当視されるような特段の事由が認められない限り、秘密を漏らした者は地方公務員法第六十条又は地方税法第二十二條に規定する刑罰の対象となることから、照会に応じて当該事項を報告することには許されないものと解している。

なお、個別の事例において、秘密に該当する事項を開示することが正当視されるような特段の事由が認められるか否かを地方公共団体が判断するためには、弁護士会の照会の中で、照会に応じた報告を受けることによって得られる公共的な利益の内容がそれぞれの事例に即して具体的に明らかにされていることが必要であると考え。

また、最高裁判所は昭和五十六年四月十四日の判決において、弁護士法第二十三条の二に基づく弁護士会の前科等の照会について、「前科等の有無が訴訟等の重要な争点となつていて、(中略)照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合には、(中略)弁護士法第二十三条の二に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのもので

はないが、その取扱いは格別の慎重さが要求される」として、一市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたるかと解するのが相当である」と判示していることに留意する必要がある。

二について

総務省としては、弁護士法第二十三条の二に基づく照会があった場合に、各地方公共団体において一について述べた趣旨を十分理解した上での対応がなされるよう、今後とも助言等を行ってまいりたい。

平成十三年三月一日提出
質問 第三七号

シックハウス症候群についての広報活動等に関する質問主意書

提出者 川内 博史

シックハウス症候群についての広報活動等に関する質問主意書

シックハウス症候群については昨今、輸入合板に含有されているホルムアルデヒド等の化学物質の影響が指摘されているところである。確かに住宅において使用されている化学物質と神経過敏症との間の因果関係が明らかとなった事例はないものの、消費生活センターへの苦情や問い合わせも

増加しており、国民の健康と生命を預かる政府としては、右症候群への対応は喫緊の課題であると考える。

従って、次の事項について質問する。

健康住宅研究会のガイドライン（設計・施工ガイドライン）、ユーザーズマニュアルは地方公共団体、関係団体、保健所等に配布されたとされているが、それぞれ周知のためにどのような対策がとられているのか。また、保健所等で配布されているユーザーズマニュアルに関してはどの程度消費者の元に渡っているのか具体的な数字でお答え願いたい。

二 シックハウス症候群については消費者に対しての相談サービスが設けられているが、これはどの程度利用されているのか。相談件数や利用者数などの具体的な数字を頂きたい。また、もしサービスが消費者にあまり利用されていないとしたら、広報活動等を通じて消費者の利用のしやすい制度に変えていく必要があると思われるが、これに対する見解を明らかにせよ。

三 国内のシックハウス症候群に係る専門的治療施設は北里研究所病院と国立相模原病院だけであり、罹患者の増加とともに医療体制が不十分になるおそれなしとしない。これに対する見解を明らかにせよ。
右質問する。

内閣衆質一五二第七号
平成十三年四月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員川内博史君提出シックハウス症候群についての広報活動等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員川内博史君提出シックハウス症候群についての広報活動等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の健康住宅研究会は、平成十年四月、住宅に使用される建材等から放散される化学物質による健康への影響を軽減するための対策について検討した成果を、「設計・施工ガイドライン」及び「ユーザーズ・マニュアル」（以下「ガイドライン等」という。）として取りまとめたところである。

ガイドライン等については、都道府県、政令指定都市、保健所、住宅関係団体等に送付し、相談業務等における活用を要請するとともに、建設省のホームページ（現在は国土交通省のホームページ）にその概要を掲載しているところである。また、健康住宅研究会の事務局を務めた財団法人建築環境・省エネルギー機構は、ガイドライン等を活用したセミナーの開催、ホームページにおけるガイドライン等の全文の

掲載、希望者に対するガイドライン等の頒布等を行っている。

ユーザーズ・マニュアルの冊子は現在までに約二万二千部の頒布等が行われているが、このうち消費者に渡った部数は把握していない。なお、消費者は、地方公共団体等の相談窓口、国土交通省等のホームページ、関係雑誌等を通じて「ユーザーズ・マニュアル」の内容を知ることとも可能である。

二について

いわゆるシックハウス症候群については、地方公共団体、住宅関係団体等の相談窓口において相談を受け付けており、このうち住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第七十八条の規定に基づき住宅紛争処理支援センターとして国土交通大臣の指定を受けた財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいては、昨年の四月から十二月までの間にシックハウス関連の相談を三百四十四件受け付けていると承知しているが、保健所等における相談を含む相談件数及び利用者の総数は把握していない。

これらの相談窓口が一層消費者に利用されるようにするため、今後とも地方公共団体等の広報活動を通じてその周知を図ってまいりたい。
三について

いわゆるシックハウス症候群については、医

学的に確立された概念ではなく、診断法及び治療法も未確立であるため、現在病態の解明、診断法、治療法等に関する研究を進めているところである。また、国立相模原病院においていわゆるシックハウス症候群の患者のための外来検査室、滞在型病室等を整備するとともに、保健所等に向けたマニュアルを作成し、相談体制の整備を図ることとしている。

今後とも、これらの研究成果や施策の実施状況等を踏まえ、保健面での対応を行ってまいりたい。

(答弁通知書受領)

去る六日、内閣から、衆議院議員原陽子君提出土地収用法の一部を改正する法律案の経過措置に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年四月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る六日、内閣から、衆議院議員大島令子君提出愛知万博の会場計画の変更などに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年五月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

倉庫業法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十三年三月二日

内閣総理大臣 森 喜朗

倉庫業法の一部を改正する法律

倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 倉庫業及び倉庫証券(第三条―第二十四条)

第三章 トランクルームの認定(第二十五条―第二十五条の九)

第四章 雑則(第二十五条の十―第二十七条)

第五章 罰則(第二十八条―第三十二条)

附則

第一章 総則
第一条中「及び」を「を」確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、「に改める。

第二条第二項中、「一時預りその他の」を「その他の他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管であつて、保管する物品の種類、保管の態様、保管期間等からみて第六条第一項第四号の基準に適合する施設又は設備を有する倉庫において

行うことが必要でないと認められるものとして」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律で「トランクルーム」とは、その全部又は一部を寄託を受けた個人(事業として又は事業のために寄託契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」という。)の物品の保管の用に供する倉庫をいう。

第二章 倉庫業及び倉庫証券
第三条の見出しを「(登録)」に改め、同条中「許可」を「行う登録」に改める。

第四条の見出しを「(登録の申請)」に改め、同条第一項中「許可」を「登録」に、「一次」を「次に掲げるに改め、同項第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、同項第一号中「位置、構造」を施設」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 倉庫の所在地

三 国土交通省令で定める倉庫の種類(トランクルームを含み、以下「倉庫の種類」という。)

第五条から第七条までを次のように改める。

(登録の実施)

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次

に掲げる事項を倉庫業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第二十一条の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 倉庫の施設又は設備が倉庫の種類に應じて国土交通省令で定める基準に適合しないとき。

五 第十一条の規定による倉庫管理主任者を確実に選任すると認められないとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

第七条 第二条の登録を受けた者(以下「倉庫業者」という。)は、第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、倉庫の用途の廃止その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

第八条第三項中「が標準倉庫寄託約款の下に(標準トラックルーム寄託約款を含む。以下同じ。)」を加える。

第九条中「料金を(保管料その他の料金(消費者から收受するものに限る。))に、(保管する物品」

を「倉庫」に改める。

第十一条を次のように改める。

(倉庫管理主任者)

第十一条 倉庫業者は、倉庫ごとに、管理すべき倉庫の規模その他の国土交通省令で定める基準に従つて、倉庫の適切な管理に必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備える倉庫管理主任者を選任して、倉庫における火災の防止その他の国土交通省令で定める倉庫の管理に関する業務を行わせなければならない。

第十二条の見出しを「(倉庫の施設及び設備)」に改め、同条第一項中「構造」を「施設」に、第五条第四号を「第六条第一項第四号」に改め、同条第二項中「構造」を「施設」に、第五条第四号を「第六条第一項第四号」に、(保管する物品を「倉庫」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

4 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を当該倉庫業者の登録に付記しなければならない。

第十五条及び第十六条を次のように改める。
(事業改善命令)

第十五条 国土交通大臣は、倉庫業者の事業について倉庫の利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該倉庫業者に対し、第八条第二項及び第十二条第二項に規定するもののほか、料金の変更その他の

事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(名義の利用等の禁止)

第十六条 倉庫業者は、その名義を他人に倉庫業のため利用させてはならない。

2 倉庫業者は、事業の貸渡しその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、倉庫業を他人にその名において経営させてはならない。

第十八条第三項中「第五条並びに第十三条第二項及び第三項」を「第十三条第二項から第四項まで」に改める。

第十九条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第二十条の見出しを「(営業等の廃止)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 発券倉庫業者は、第十三条第一項の許可に係る業務を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十一条の見出しを「(営業の停止及び登録の取消し)」に改め、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に、「許可」を「登録」に改め、

同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、「又は」の下に「登録」を加え、「附した」を「付した」に改め、同条第二号中「第五条第一号」を「第六条第一項第一号」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合について

準用する。

第二十三条の見出しを「(登録等の条件)」に改め、同条第一項中「許可」を「登録、許可」に、附しを付しに改める。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

(登録等の抹消)

第二十四条 国土交通大臣は、第二十条第一項の規定による届出があつたとき、又は第二十一条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該倉庫業者の登録を抹消しなければならない。

2 国土交通大臣は、第二十条第二項の規定による届出があつたとき、又は第二十一条の規定による許可の取消しをしたときは、第十三条第四項に規定する付記を抹消しなければならない。
(トラックルームの認定)

第二十五条 トラックルームをその営業に使用する倉庫業者は、トラックルームごとに、当該トラックルームが第二十五条の四第一項の基準に適合して優良である旨の国土交通大臣の認定を受けることができる。

第二十四条の次に次の章名を付する。

第三章 トラックルームの認定

第二十五条の次に次の八条、章名及び一条を加える。

(認定の申請)

第二十五条の二 前条の認定を受けようとする者

は、認定を受けようとするトランクルームごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 トランクルームの名称及び所在地

三 トランクルームの施設及び設備

四 保管する物品の種類

五 第十一条の規定により選任された倉庫管理主任者の氏名

六 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、トランクルームの図面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十五条の認定を受けることができない。

一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第二十五条の九第一項の規定により当該申請者に係る認定がその効力を失い、その効力を失つた日から一年を経過しない者又は同条第二項の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(認定の実施)

第二十五条の四 国土交通大臣は、第二十五条の二の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、第二十五条の認定をしてはならない。

一 当該トランクルームの施設及び設備が保管する物品の種類に応じて国土交通省令で定める基準に適合すること。

二 当該トランクルームにおいて行われる保管が標準トランクルーム寄託約款と同等の内容又はこれよりも消費者に有利な内容を有するトランクルーム寄託約款に基づき行われるものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該トランクルームにおいて行われる営業が消費者の利益を保護するために特に必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合すること。

2 国土交通大臣は、第二十五条の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第二十五条の二の規定による認定の申請が第一項の基準に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示

して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(認定トランクルームの維持)

第二十五条の五 第二十五条の認定を受けたトランクルーム(以下、認定トランクルームという。)をその営業に使用する倉庫業者(以下、認定トランクルーム業者という。)は、認定トランクルームを前条第一項の基準に適合するように維持しなければならない。

2 国土交通大臣は、認定トランクルームが前条第一項の基準に適合していないと認める場合においては、当該トランクルームに係る認定トランクルーム業者に対し、期限を定めて当該トランクルームの改造その他当該トランクルームの是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(変更の届出等)

第二十五条の六 認定トランクルーム業者は、第二十五条の二第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 認定トランクルーム業者は、認定トランクルームの全部又は一部を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前二項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(名称の使用制限)

第二十五条の七 何人も、認定トランクルーム以外の倉庫について、認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

(倉庫管理主任者に係る特例)

第二十五条の八 認定トランクルーム業者は、第十一条の規定にかかわらず、認定トランクルームに係る倉庫管理主任者の選任の方法について国土交通省令で定める基準に従つて倉庫管理主任者を選任することができる。

(認定の失効等)

第二十五条の九 認定トランクルーム業者が、第十一条の規定により登録を取り消されたときは、当該認定トランクルーム業者に係るトランクルームの認定は、その効力を失う。

2 国土交通大臣は、認定トランクルーム業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく処分又は登録、許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第二十五条の三第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

三 不正な手段により第二十五条の認定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、第一項の規定によりトラン

クルームの認定がその効力を失い、又は前項の規定によりトランクルームの認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

第四章 雑則

(倉庫業を営む者以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

第二十五条の十 倉庫業を営む者以外の者は、その行う営業が寄託を受けた物品の倉庫における保管を行うものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

2 国土交通大臣は、倉庫業を営む者以外の者に対し、その行う営業が寄託を受けた物品の倉庫における保管を行うものであると人を誤認させないようするための措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十七条第一項中「倉庫業者に」を「倉庫業を営む者に」に改め、「倉庫業者の」を削り、同条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反して倉庫業を営んだ者
- 二 第十六条第一項の規定に違反してその名義を他人に倉庫業のため利用させた者

三 第十六条第二項の規定に違反して倉庫業を他人にその名において経営させた者

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 第二十一条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項各号に掲げる事項を変更した者
- 二 第八条第二項、第十二条第二項、第十五条又は第二十五条の十第二項の規定による命令に違反した者
- 三 第十一条の規定に違反して倉庫管理主任者を選任しなかつた者
- 四 第十三条第一項の許可を受けずに倉庫証券を発行した者
- 五 第二十一条の規定による倉庫証券の発行の停止の命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の規定による届出をしないで寄託の引受けをした者
- 二 第二十五条の五第二項の規定による命令に違反した者
- 三 第二十五条の六第一項の規定に違反して第

二十五条の二第一項各号に掲げる事項を変更した者

四 第二十五条の七の規定に違反して認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いた者

五 第二十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条中「前三条」を「第二十八条から前条まで」に、一刑を罰金刑に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第三項、第十七条第三項、第十九条又は第二十五条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第九条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の際現にこの法律による

改正前の倉庫業法(以下「旧法」という。)第三条の許可を受けている者(以下「既存倉庫業者」という。)は、施行日にこの法律による改正後の倉庫業法(以下「新法」という。)第三条の登録を受けたものとみなす。

2 既存倉庫業者については、施行日から一年間は、新法第十一条の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いている者については、施行日から六月間は、新法第二十五条の七の規定は、適用しない。

第三条 前条に定めるもののほか、施行日前に旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第六条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第六条第二項」を削り、

「第五條第四号」を「第六條第一項第四号」に改める。

第七百二十七條第八項中「第六條第二項」を削る。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第七條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の三第四項中「第六條第二項」を削り、「第五條第四号」を「第六條第一項第四号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項」を「登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項」に改め、同表第二十八号を次のように改める。

二十八

倉庫業者の登録等

- (一) 倉庫業法第三條(登録)の倉庫業者の登録
- (二) 倉庫業法第七條第一項(変更登録等)の変更登録(倉庫の新設に係る変更登録で政令で定めるものに限る。)
- (三) 倉庫業法第二十五條(トランクルームの認定)

登録件数	一件につき九万円
倉庫の数	一個につき三万円
トランクルームの数	一個につき一万円

(地価税法の一部改正)

第十一條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号ロ中「第六條第一項(料金)」

第七百一十一條の四十一第一項の表の第十五号及び附則第十五條第三項中「第六條第一項」を「第七條第一項」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第九條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第四項中「第六條第一項」を削り、「第五條第四号」を「第六條第一項第四号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中「認可」の下に「認定」を加える。

理由

倉庫業について、倉庫業者による多様なサービスの提供を促進するため、参入についての許可制度を登録制度に改め、料金事前届出制を廃止する等の規制緩和措置を講ずるとともに、倉庫を利用する消費者の利益を保護するため、トランクルームの認定制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

倉庫業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、倉庫業について、倉庫業者による多様なサービスの提供を促進するとともに、倉庫を利用する消費者の利益を保護するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 倉庫業に係る参入について、許可制を登録制とすること。
- 2 料金の事前届出制を廃止すること。
- 3 倉庫業者は、倉庫管理主任者を選任して、倉庫の管理に関する業務を行わなければならないこと。
- 4 国土交通大臣は、倉庫業者の事業について倉庫の利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該倉庫業者に対し、料金の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができること。

5 トランクルームをその営業に使用する倉庫業者は、トランクルームごとに一定の基準に適合して優良である旨の国土交通大臣の認定を受けることができること。

6 倉庫業を営む者以外の者は、その行う営業が寄託を受けた物品の倉庫における保管を行うものであると人を誤認させるような行為をしてはならないこと。

7 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

議案の可決理由

本案は、倉庫業について、倉庫業者による多様なサービスの提供を促進するとともに、倉庫を利用する消費者の利益を保護するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年四月六日

国土交通委員長 赤松 正雄

衆議院議長 綿貫 民輔殿

明治三十五年三月二十一日
郵便物認可

発行所	〒100-8345 東京都港区虎ノ門四丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本体 五円 （別冊）